

ば、計画期間内に配偶者が出産した男性労働者が20人いるならば、3人以上の育児休業等取得者を要することとなる。また、[図表2]5.の②および従業員数300人以下の特例においても、基準を満たすこととなる対象者に占める割合が具体的に示されている。

なお、くるみん認定およびプラチナくるみん(特例)認定を受けることのメリットとして、次世代育成支援対策に取り組んでいることによるイメージアップとなること、子育て世代またはこれから子育て世代となる社員が多い企業にとっては、社内外へのアピールとなり、結果として、優秀な人材の確保につながる事が挙げられる。

今回の改正を機に、各企業においては、自社の

〈参考〉



くるみんマーク



プラチナくるみんマーク
(12色から選択可能)

行動計画を見直し、新たな行動計画を策定の上、くるみん認定およびプラチナくるみん(特例)認定取得に向けて行動されてみてはいかがでしょうか。

社会保険・厚生関係

平成27年1月からの出産育児一時金、高額療養費等の見直しについて

平成26年11月19日、出産育児一時金、高額療養費等の見直しを盛り込んだ「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成26年政令第365号)」が公布され、施行日については、一部の改正内容を除き、平成27年1月1日となった。ここでは、この政令に基づき平成27年1月1日からの健康保険における出産育児一時金の額、ならびに高額療養費等の算定基準額の見直しについて紹介する。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行について(平26.11.19 政令365)

福田芳明 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 出産育児一時金等の額の見直し

「出産育児一時金」とは、健康保険の被保険者およびその被扶養者が出産した場合に、健康保険の被保険者(全国健康保険協会、健康保険組合)より、被保険者については「出産育児一時金」が、被扶養者については「家族出産育児一時金」(以下、一時金)が支給される制度をいう。

一時金の額については、健康保険法施行令(以

下、健保令)36条により、39万円と定められている。ただし、産科医療補償制度^{*1}に加入する医療機関等でお産した場合には、一時金として42万円が支給されることになる^{*2}。

今回の「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」(平26.11.19 政令365)公布に伴う健保令の改正では、平成27年1月1日より、一時金の額は、現行の39万円から「40万4000円」に見直されるこ

とになる。なお、産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産については、引き続き一時金として42万円が支給される。

※1：産科医療補償制度とは、医療機関等が加入する制度で、加入医療機関で制度対象となる出産をし、万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、子どもとその家族の経済的負担を補償する。

※2：保険者が健康保険組合の場合には、一時金に加えて別途「付加金」が支給される場合がある。

2. 高額療養費の算定基準額の見直し

(1)「高額療養費」とは、被保険者およびその被扶養者が、疾病等により長期入院・治療を余儀なくされる等、医療費に掛かる自己負担額が高額となる

場合に、その負担軽減を目的として、健保令41条等で定める高額療養費の算定基準額（以下、自己負担限度額）を超える自己負担額^{※3}が保険者より支給（払い戻し）される制度をいう^{※4}。

なお、事前に保険者への申請により「限度額適用認定証」が交付され、医療機関等に提示した場合には、自己負担限度額を超える部分について、医療機関等の窓口で自己負担する（直接支払う）ことなく、治療等を受けることができる（現物給付）。

同一月内における自己負担限度額については、「年齢および所得区分」に応じて算出される。また、同一世帯で1年間（受診した月を含めた直近12カ月）に3カ月（3回）以上高額療養費の適用を受ける場合には、4カ月目（4回目）以降につ

図表1 70歳未満の高額療養費の自己負担限度額の見直し

従 来	区 分	自 己 負 担 限 度 額	
		月 単 位	多数回該当 (4カ月目[4回目]以降)
	上位所得者（標準報酬月額53万円以上）	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
	一般所得者（上位所得者・低所得者以外）	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	低所得者（住民税非課税）	35,400円	24,600円

平成 27年 1月 1日 以降	区 分	自 己 負 担 限 度 額	
		月 単 位	多数回該当 (4カ月目[4回目]以降)
	標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	標準報酬月額53万～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
	標準報酬月額28万～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
	低所得者（住民税非課税）	35,400円	24,600円

図表2 70歳以上75歳未満の高額療養費の自己負担限度額

区 分	自 己 負 担 限 度 額		
	外 来 (個人ごと)	月 単 位	多数回該当 (4カ月目[4回目]以降)
現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上で高齢受給者証の負担割合が3割の人）	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
一般所得者（現役並み所得者・低所得者以外）	12,000円	44,400円	—
低所得者	II（住民税非課税、年金収入80万～160万円）	8,000円	24,600円
	I（住民税非課税、年金収入80万円以下）	8,000円	15,000円

→平成27年1月1日以降も自己負担限度額の見直しは行われぬ。

いて自己負担限度額が変更となる（多数回該当）。

※3：入院時食事療養費、差額ベッド代等の自己負担額については、高額療養費の対象とならない。

※4：保険者が健康保険組合の場合には、別途「付加金」の支給により、自己負担額がさらに軽減される場合がある。

(2)今回の政令公布に伴う健保令の改正では、平成27年1月1日より、高額療養費の自己負担限度額に係る70歳未満の者に対する所得区分について、現行の「3区分」から「5区分」に見直しが行われる【図表1】。なお、70歳以上75歳未満の者^{※5}について見直しは行われない【図表2】。

※5：75歳以上の者については、「後期高齢者医療制度」が適用される。

3. 高額介護合算療養費の算定基準額の見直し

(1)「高額介護合算療養費」とは、世帯内で同一の医療保険加入者について、毎年8月から1年間に掛かった医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費および高額介護〔予防〕サービス費の支給を受けられる場合には、その額を除く）^{※6}を合計し、健保令43条の3等で定める算定基準額を超えた場合に、その超えた金額^{※7}を支給する制度をいう。

※6：入院時食事療養費、差額ベッド代等の自己負担額については、高額介護合算療養費の対象とならない。

※7：その超えた金額が501円以上の場合に限る。

(2)今回の政令公布に伴う健保令の改正では、平成27年1月1日より、高額介護合算療養費の算定基準額に係る70歳未満の者がいる世帯の所得区分について、平成26年8月分からの適用において、現在の「3区分」から「5区分」に段階的に見直しが行われている【図表3】。なお、70歳以上75歳未満の者がいる世帯について、実質の見直しは行われない。

4. 実務上の対応

出産育児一時金については、医療機関等における産科医療補償制度への加入率は全国でもほぼ

100%に近く、現行の支給額42万円が引き続き支給されることから、企業として一時金申請に関わる実務への影響は少ないものと考えられる。

また、高額療養費における「限度額適用認定証」が現在交付されていた場合には、今回の改正に伴い、認定証の様式変更が予定されているため、施行日以前・以降における認定証（有効期間）の取り扱いについては、健康保険の保険者に応じて注意が必要となる。

図表3 高額介護合算療養費の算定基準額の見直し

【従来】

区分	健康保険＋介護保険 (70歳以上75歳未満の者がいる世帯)	健康保険＋介護保険 (70歳未満の者がいる世帯)
現役並み所得者	67万円	126万円
一般所得者	56万円	67万円
低所得者2	31万円	34万円
低所得者1	19万円	

【平成26年8月～平成27年7月】

区分	健康保険＋介護保険 (70歳以上75歳未満の者がいる世帯)	健康保険＋介護保険 (70歳未満の者がいる世帯)
標準報酬月額 83万円以上	67万円	176万円
標準報酬月額 53万～79万円		135万円
標準報酬月額 28万～50万円	56万円	67万円
標準報酬月額 26万円以下		63万円
低所得者2	31万円	34万円
低所得者1	19万円	

【平成27年8月以降】

区分	健康保険＋介護保険 (70歳以上75歳未満の者がいる世帯)	健康保険＋介護保険 (70歳未満の者がいる世帯)
標準報酬月額 83万円以上	67万円	212万円
標準報酬月額 53万～79万円		141万円
標準報酬月額 28万～50万円	56万円	67万円
標準報酬月額 26万円以下		60万円
低所得者2	31万円	34万円
低所得者1	19万円	